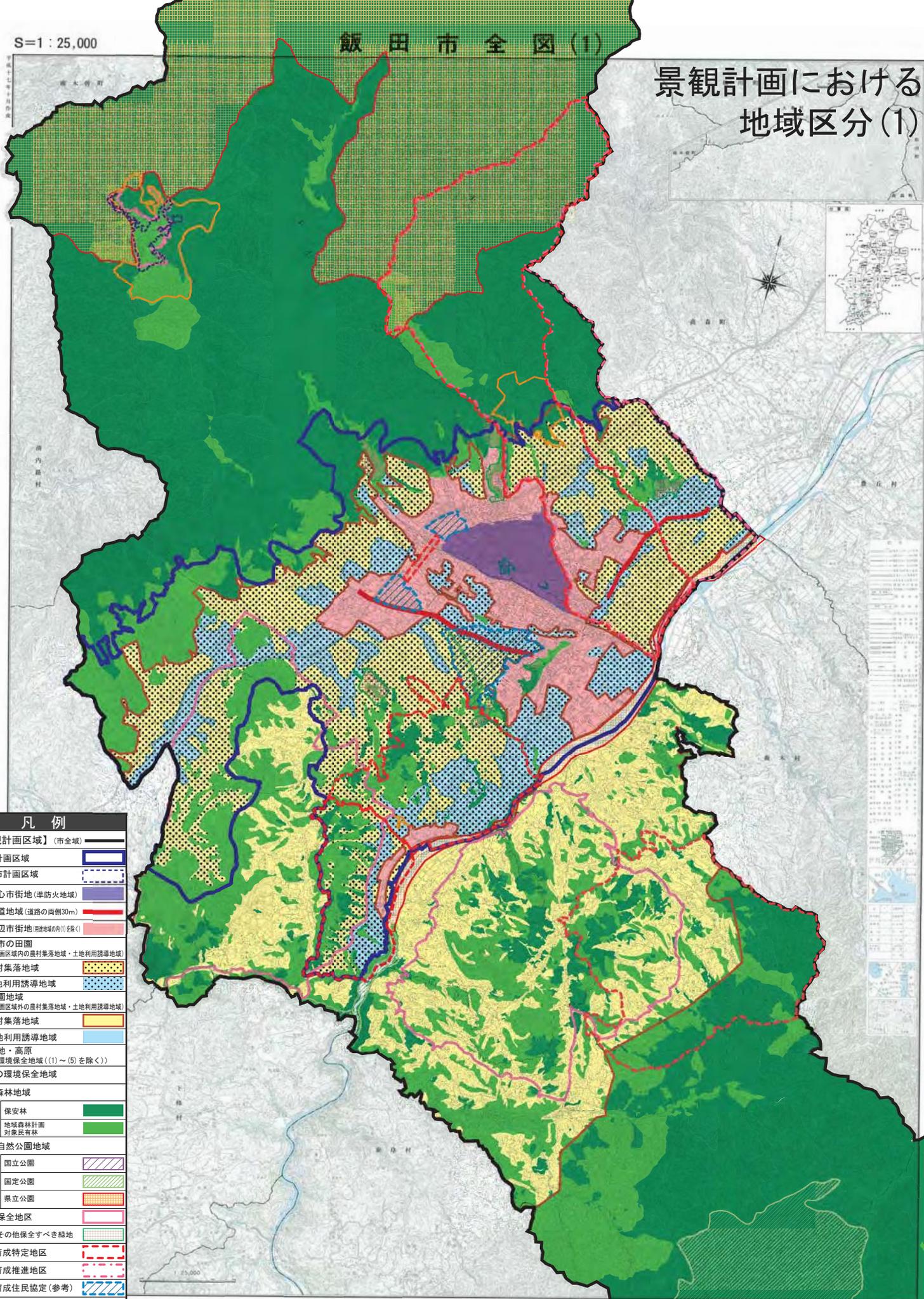


S=1:25,000

飯田市全図(1)

景観計画における 地域区分(1)



凡例	
【景観計画区域】(市全域)	——
都市計画区域	■
準都市計画区域	■
(1) 中心市街地(準防火地域)	■
(2) 沿道地域(道路の両側30m)	■
(3) 周辺市街地(用途地域のIIを除く)	■
(4) 都市の田園 (都市計画区域内の農村集落地域・土地利用誘導地域)	
農村集落地域	■
土地利用誘導地域	■
(5) 田園地域 (都市計画区域外の農村集落地域・土地利用誘導地域)	
農村集落地域	■
土地利用誘導地域	■
(6) 山地・高原 (緑の環境保全地域(1)~(5)を除く)	
緑の環境保全地域	
森林地域	
保安林	■
地域森林計画 対象民有林	■
自然公園地域	
国立公園	■
国定公園	■
県立公園	■
保全地区	■
その他保全すべき緑地	■
景観育成特定地区	■
景観育成推進地区	■
景観育成住民協定(参考)	■
郷土環境保全地域(参考)	■

平成20年1月
 平成20年8月【都市の田園変更(都市計画区域編入に伴う)】
 平成20年10月【景観育成特定地区追加(川路地域景観計画策定に伴う)】
 平成21年10月【景観育成特定地区追加(竜丘地域景観計画策定に伴う)】
 平成22年3月【景観育成推進地区追加(座光寺地域景観計画策定に伴う)】
 平成25年12月【景観育成特定地区追加(県地域景観計画策定に伴う)】

平成28年1月【景観育成特定地区追加(上郷地域景観計画策定に伴う)】
 平成28年9月【景観育成推進地区変更(都市計画道路羽場大木線沿道屋外広告物特別規制地域変更に伴う)】
 令和3年1月【景観育成特定地区追加(上久堅地域景観計画策定に伴う)】

※この地図は概要を示したものです。詳細は、関係機関へお問合せください。